

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 鳴子消防署

監査実施期日: 令和5年4月13日

監査結果報告: 令和5年4月24日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 予算執行関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳴子はしご車修繕及び岩出山救急車エンジン取替修繕について、支出負担行為日に誤りはないが、契約締結後1か月以上経過後に財務会計システムで負担行為を起票していた。会計事務規則第39条第1項(別表4)では、支出負担行為として整理する時期は、契約を締結するときと規定しているので適正に事務処理されたい。 また、鳴子はしご車修繕の支出命令について、請求書の受理日から約1か月後に財務会計システムで支出命令を起票していた。支払日が契約書で定める支払期限間近であったため、以後、速やかに支払手続を行われたい。 <p>2 服務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 <p>3 文書管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 <p>4 契約関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 <p>5 備品・財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員へ周知しました。 ・ 以降適切な事務手続きを執行します。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。